

豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市が、一般財団法人地域創造(以下「地域創造」という。)が実施する地域の文化・芸術活動助成事業に係る助成金の交付を受けて、豊中市市民ホール等指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う助成対象事業に助成するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、地域創造が決定した地域の文化・芸術活動助成事業とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、本市が地域創造より受けた地域の文化・芸術活動助成事業交付決定通知額の範囲内又は本市の予算の範囲内において定める額のいずれか低い額とする。

(助成金の通知)

第4条 市長は、地域創造から助成の決定の通知を受けたときは、その通知の写しを交付し、指定管理者に通知する。

(交付の申込み)

第5条 前条の規定による通知を受けた指定管理者は、補助金等交付申込書(様式第1号)に規則第3条各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により指定管理者に通知する。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた指定管理者は、事業完了の日から起算して40日以内又は事業実施年度の3月31日までのいずれか早い日までに補助金等交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の請求があった場合は、速やかに助成金の交付を行わなければならない。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた指定管理者は、助成対象事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(様式第4号)に規則第10条各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して50日以内又は事業実施年度の翌年度4月5日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成金の交付の決定を受けた指定管理者に対し、補助金等交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 2 前項の規定による助成金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第6条の規定による助成金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行う。

(その他の事項)

- 第11条 この要綱の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年5月21日から実施する。

補助金等交付申込書

年 月 日

豊中市長あて

申込者

住 所 _____

氏 名 _____

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱第5条の規定により補助金等の
交付を受けたいので、下記書類を添えて申込みます。

補助金等の名称	豊中市地域の文化・芸術活動助成金
補助金等申込額	円

添付書類

1. 事業計画書
2. 予算書
3. その他参考となる書類

第 号

補助金等交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付で申込みのあった補助金等については、次のとおり決定したので、豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市地域の文化・芸術活動助成金
補助金等 交付決定額	円

交付の条件

補助金等交付請求書

年 月 日

豊中市長あて

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

(署名または記名押印)

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日 第 号で交付決定された補助金等について、
豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱第7条の規定により、以下のとおり交付請求します。

補助金等の名称	豊中市地域の文化・芸術活動助成金
補助金交付決定額	円
補助金交付請求額	円

補助事業等実績報告書

年 月 日

豊中市長あて

申込者

住 所 _____

氏 名 _____

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日付 第 号で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金事業 の 名 称	豊中市地域の文化・芸術活動助成事業		
補助事業等 着手年月日	年 月 日	補助事業等 完了年月日	年 月 日
補助事業等の 経過及び概要			

添付書類

1. 決算書
2. その他市長が必要と認める書類

第 号

補助金等交付確定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付で報告のあった補助金等については、次のとおり確定したので、豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市地域の文化・芸術活動助成金
補助金等 交付決定額	円
補助金等 交付確定額	円

交付の条件